

監視専門調査会（第17回）議事録

1 日 時 平成24年12月6日（木） 10：00～12：00

2 場 所 内閣府本府5階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会長代行
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中 誠二郎	中央大学教授
同	原田 泰	早稲田大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長

4 議事次第

1 開会

2 「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する意見について

3 閉会

（配布資料）

資料1 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）（案）

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。定刻になりましたので、第17回「男女共同参画会議監視専門調査会」を開催します。本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

本日は、お手元の議事次第に従いまして、「『防災・復興における男女共同参画の推進』に関する意見（案）」についてお諮りいたします。

委員の皆様には、資料1として配布しております意見（案）は、昨日あらかじめ事務局から送付させていただいておりますが、まず始めに、事務局から意見（案）につきまして説明があります。よろしく申し上げます。

○中野渡補佐 それでは、まず、簡単に経緯について説明させていただきます。

この意見（案）は、前回までの会合における委員の皆様のお議論の内容、有識者及び関係府省からのヒアリングの内容、また、委員の皆様から個別に事務局にいただいた御意見を踏まえて、会長と事務局とで御相談をさせていただいた上で、作成させていただいています。

大部なものになっていますので、本来であれば、あらかじめ時間をかけて見ていただいた上で、御意見を賜るべきところ、昨晚遅くにメールでお送りさせていただくことになってしまいまして、大変申し訳なく思っています。

前回の会合でも幅広い御意見をいただいたところ、可能な限り、皆様の御意見を踏まえ

て作成しているつもりですが、もし盛り込まれていない事項がありましたら、本日御指摘を頂きまして、御議論いただければと考えています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 これから、意見（案）につきまして、皆様から質問や意見をお願いしたいと思いますが、日程の都合上、議論のためにこの会合をもう一度開くのは困難な状況です。本日の皆様の意見を受けまして、この意見（案）を修正していくこととなります。できれば、この会議の中で意見を固めていきたいと思いますが、時間の都合もありますので、合意を得られないような意見につきましては、私に預からせていただく、すなわち一任という形にさせていただきたいと思います。後で私が事務局と更に詰めて、場合によっては、皆様に改めて意見を伺うような方法を考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大きな項目ごとに議論をしていきたいと思います。まず、第1及び第2について事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 資料1の1頁に目次がありまして、本文は2頁からとなっています。

まず、第1の「はじめに」では、今回の検討の経緯を記載しています。今般の審議のテーマについては、本年8月1日の男女共同参画会議において、今後の監視専門調査会の調査方針として、防災・復興における男女共同参画の推進について監視を行い、年末までに一定の意見の取りまとめを行うとの決定がされています。この決定を受けて監視専門調査会において御検討いただいていることと、これまでの経緯を記載しています。

続いて、この意見について、政府に対しては、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力で推進されたいということ、地方公共団体その他関係各界各層においても、この意見を参考にして、それぞれの取組を一層推進することを期待するということを記載しています。

なお、この意見の一番最後の頁に、監視専門調査会の今回のテーマについての開催状況を掲載しています。

2頁に戻りまして、第2です。こちらは、この意見についての「基本的な考え方」を記載しています。

まず、多くの尊い命が失われ、我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から1年9か月が経過しようとしておりますが、今なお、被災地を中心に各地で多くの人々が不自由な生活を余儀なくされているということを記載しています。次に、これまでの男女共同参画基本計画における防災に関する取組を記載しています。

次の「しかし」から始まるパラグラフですが、第3次基本計画の閣議決定が平成22年12月で、東日本大震災の発災が平成23年3月ということですが、閣議決定の後に生じた東日本大震災の対応においては、ここに記載していますように、災害対応や復興に係る政策決定、避難所の運営等、様々な意思決定過程等への女性の参画が十分に確保されず、これによって災害対応に女性の視点が反映されなかったことなどによって、男女のニーズの

違いに適切な配慮を欠いた対応がとられたり、災害対応や復興の担い手としての女性の力が十分にいかされなかった状況が見られた、また、人々の生活に心のゆとりが失われる中、固定的性別役割分担意識が更に強化された形で現れて、それが平時には明確には想定しなかった形で男女共同参画に係る問題として顕在化したということを本調査会の認識として表明しています。

今般の検討過程においても、ヒアリングにおいていただいた有識者の方が繰り返し述べられておりましたが、基本的な考え方の一つとしまして、災害時において男女共同参画の視点から対応するためには、平時からの取組が必要であるということを改めて強調しています。

ここで政府に対する取組として、東日本大震災において顕在化した課題を取り上げて、防災・復興に関して、日頃男女共同参画に関心や関わりの薄い人を含めて、様々な人々が参加でき、それを通じて誰もが男女共同参画の意義と必要性を理解できるように、平時から取り組んでいくことを求めています。

次のパラグラフですが、ここでは、女性が防災・復興の主体的な担い手であるとの基本的な考えを述べています。防災・復興において欠くことのできない主体的な担い手として改めて女性を認識し、防災・復興に係る政策・方針決定、事業の実施等あらゆる場・機会での活躍を促していくことの重要性を訴えています。また、地域における防災・復興施策に女性の意見を取り入れることは、事実上女性がケアする立場にあることが多い、子ども、高齢者、障害者等の他のグループの視点も取り入れることとなります。災害時に影響を受けやすいこれらの脆弱な人々を排除しない社会を作ること、より災害に強い社会づくりにつながるということになるということを記載しています。

続いて、本年7月に世界防災閣僚会議が東北各地において開催されましたが、前回の会合で御説明をさせていただきましたとおり、こちらの議長総括の中でも、防災における女性の役割を正当に認識することが必要であり、防災・復興計画に対して、女性等の社会の多様な立場からの意見を取り入れることが重要であることが確認されています。こうした考えは、本調査会の意見の取りまとめに当たっても共有しているということを述べた上で、東日本大震災での様々な経験や各方面での議論を踏まえて、今後の災害対応において、男女共同参画の視点があらゆる場面で取り入れられることを強く期待するということを記載しています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

私たちの報告書は、2頁の最後の辺り、先ほども説明があった、今回の東日本大震災で女性の参画が十分に確保されず、災害対応に女性の視点が反映されなかったことがある、男女のニーズの違いに適切な配慮を欠いた対応がとられたりしたという基本認識の下に構成されております。

内容はおおむね、事務局が説明したとおりですが、この基本認識についての意見あるい

はこういう視点をもう少し加えたらどうかということがありましたら、お伺いしたいと思います。

○畠中委員 内容に入る前に、これは誰に対する意見かということですが、2頁の第1のところには「政府においては」とありますので政府に対する意見だと思いますし、「地方公共団体にも期待する」ということだから、地方公共団体に対する意見でもあることは分かります。しかし、政府でこうしてください、地方公共団体に期待しますと言っても、「ああ、そうですか」ということになりますので、やはりこれを実現するためには、各省に対し、これを是非やるようにと言わないと、なかなか各省も動かないのではないかと思います。そして、各省がこの意見に沿ってどういう対応をしたかというフォローアップが大事ですが、それはどうするおつもりなのか、最初にお聞きします。

○三上調査課長 東日本大震災を受けたこの意見に限らずですが、今年の7月におまとめいただきました意見についても、男女共同参画会議に鹿嶋会長から御報告をいただき、その際に政府においてどういう取組が必要であるかを定める形になります。その中で政府としての取組が各省大臣もいらっしゃるところではっきり確認されるということが一つであります。

もう一つのフォローアップですが、基本的には、監視専門委員会は基本計画のフォローアップをするという形になっています。今回お諮りしている意見案には、現在の第3次基本計画にダイレクトに入っていないものも広く取り込んでおりますので、そういった辺りのフォローアップの仕方については若干工夫が要るのかなと思っております。

○鹿嶋会長 政府にというのはお分かりだと思うのですが、普通こういうものは諮問、答申という形をとると思うのですが、参画会議につきましては、私どもでフォローアップしているわけで、この専門調査会が一種のフォローアップなのです。それについて意見を取りまとめ、参画会議で決定していただき、各大臣から各省に落としてもらうというプロセスをとっていますので、書き方としては「政府においては」となるわけです。それでいいですか。

○畠中委員 分かりました。

○鹿嶋会長 この部分で他にありましたらどうぞ。第1、第2については分量としては非常に少ないところですが。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 短時間の間にここまでまとめていただき、ありがとうございました。

「第2 基本的な考え方」のところについて、やはり今回も繰り返されてしまった、そして、こういう事態を二度と引き起こさないためにということを文言としてももう少し強く出していただきたいと思います。そのために、2頁の「第2 基本的な考え方」の3段落目「しかし」と始まる場所ですが、「しかし、第3次基本計画の決定から数か月後に発生したとはいえ、東日本大震災における対応においても」という形にしてはいかがでしょうか。基本計画を作って対応しようとしていた矢先に起きてしまったとはいえ、前から

認識されていたことを、今回もやはり繰り返したというイメージを少し出していただけたらという気持ちです。

また、3頁の「基本的な考え方」の最後から2行目「議論を踏まえて」というところで、やはり「同じ轍を踏まないためにも」あるいは「繰り返さないためにも、今後の災害対応において取り入れられることを強く期待する」と、もう少し「繰り返さない」という強い決意を政府に対してきちんと伝えていくことが必要ではないかと思います。

○鹿嶋会長 「繰り返す」ということは、阪神・淡路大震災でのことを前提にしているのですね。

○二宮委員 阪神・淡路大震災で分かっていたことを通じ、そして、今回、基本計画の中に盛り込んでやろうとしているのだけれども、東日本大震災でもやはり同じことを経験している。今度起きたときにはもう二度としないという強い決意をこの部分では出した方がいいのではないか。

○鹿嶋会長 御意見はありますか。そういう形のものでよろしいですか。

今の二宮委員の言葉どおりにはなかなか難しいかもしれませんが。文案は考えますが、そういう趣旨のことを入れるということではよろしいですね。

他にはありますか。

○大谷委員 先ほど畠中委員がおっしゃったフォローアップのことは大変賛成です。鹿嶋会長が、私たちの監視専門調査会自体が基本計画のフォローアップのプロセスの中の位置づけだということをもう一度御説明くださいましたが、「第2 基本的な考え方」以降になると思うのですけれども、「第4 防災・復興に係る男女共同参画の視点の導入等」に基本計画の中に防災・復興分野を組み込むという項目の中で、またその部分を議論させていただくときに、フォローアップがしっかり行われるようにという観点からも、そこに組み込むべきであるとか、あるいは組み込み、フォローアップをしっかりとすべきであると、そこで一言、言葉を加えてはどうかと思いました。

○鹿嶋会長 むしろ、基本計画にはそういう文言が入っていますので、「監視専門調査会」という言葉を全面的に出して、フォローアップのニュアンスを込めた方がいいと私は思っています。

○廣岡委員 今の段階で言ってもしょうがないことかもしれませんが、3頁は全体的にちょっと長いのではないかという印象がありました。

3頁の3番目の「もとより」で始まる段落ですが、その2行目「が必要な対象として施策を講じる必要のある対象」と、「対象」「対象」と続くと違和感がありました。後の「対象」を例えば「人々」や「女性」などにした方が良いのではないのでしょうか。ここは文章そのものを少し整理することも可能だと思います。

同じようなことですが、その3行、4行後ぐらいに「ここに女性の意見を取り入れることは、女性がケアする立場にあることが事実上多い、子ども、高齢者、障害者」と、この文章が余りよく分かりません。パラフレーズしていただくか何かした方がいいのではない

かと思いました。

些細なことで申し訳ありません。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

長い点については概要版ができると思いますので、そちらでも対応します。今の趣旨はよく分かりました。

他はよろしいですか。

次は、それでは、第3に進みたいと思います。この辺りから大分長くなります。

○中野渡補佐 「第3 防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大」について御説明いたします。

まず、1が「国及び地方公共団体が設置・開催する会議等への女性の参画の拡大」で、会議の構成員について主に記載しています。

まず、(1)で国の会議について記載しています。国の防災・復興に係る政策・方針決定への女性の参画の拡大は、防災・復興に関する最も基本的な政策・方針に女性の意見を反映させるために不可欠な条件整備であり、これは最も重要な課題の一つであると記載しています。

第3次基本計画の中では、国の審議会等委員における女性委員の割合の目標を、政府全体として、平成32年で40%以上60%以下としていまして、現在公表されている最新値は、平成23年9月30日現在で33.2%となっています。

防災・復興の関係で国の中心的な役割を担っている会議として、中央防災会議や復興推進委員会があります。中央防災会議の下の専門調査会や復興推進委員会、その他防災・復興に関して担当大臣等の下で開催されている各種の有識者会議等については、厳密には定義上「国の審議会等」には該当しないのかもしれませんが、第3次基本計画における目標が適用されないものであっても、その構成員について、審議会等委員についての女性委員の割合の目標値を念頭に置いていただき、引き続き女性の参画の拡大を図っていく必要があると記載しています。

(2)は地方防災会議についてです。この点については本調査会で活発な御議論をいただいたところです。

東日本大震災の発災後、物資の提供や、避難所の運営等に関して、様々な男女共同参画の視点からの問題が浮かび上がってきたこと、そのような問題が発生した要因として、地方防災会議における女性委員の割合が低く、地域防災計画や各種の防災対策に女性の視点が十分に反映されていなかったことが一因であると考えられることを記載しています。

また、本年6月に災害対策基本法が改正されましたが、これにより地方防災会議の女性委員の割合が増加傾向にありますので、このような取組を評価できると記載しています。

次の「他方で」から始まるパラグラフです。委員の皆様からの御指摘もありましたが、大都市部を含む6都県の防災会議においては、直近の調査時点においても女性委員が1人もいないとことを指摘しています。そして、第3次基本計画でも、女性委員のいない都道

府県防災会議の数を平成27年までにゼロとすることが目標になっていることと、地方防災会議は都道府県の会議ですが、第3次基本計画における都道府県の審議会等委員の女性委員に関する目標は、平成27年で30%であり、これについて公表されている最新値は28.8%ですので、こういった数字に鑑みると、地方防災会議における女性の参画状況は改善傾向にあるとはいえ、まだ一層の取組が求められる分野であると言わざるを得ないとしています。

このように地方防災会議における女性委員の割合が低い理由として、委員の多くがいわゆる「充て職」とされているため、女性がなかなか就任しにくいということを記載しているほか、本調査会でも委員の皆様から御指摘があったとおり、委員の候補となる人材が不足しているであるとか、委員となる人材の情報が不足しているということを指摘しています。

この点に関して、災害対策基本法の改正後に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」については、ボランティア等のNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している旨の通知が発出されています。

続いて、地方公共団体に対して、例えば、男女共同参画センター・女性センターや、男女共同参画に関する活動を行っている民間団体等から委員を登用していただいたり、あるいはこれらの団体に推薦を求めるなど方法も工夫しながら、幅広い分野から女性委員を積極的に登用していくことが強く期待されるということを記載しています。

さらには、女性委員の割合が高い地方公共団体においては、都道府県知事や市長が、部内の職員を委員に任命することで女性を積極的に登用している例も見られるということがありましたので、首長のリーダーシップの下でこういった方法によることも可能であることを指摘しています。

また、地方防災会議の構成員が多くなるとの指摘がありましたが、こういった地方公共団体においては、いわゆる「充て職」による制約の少ない、防災会議の下の分科会や部会といった組織において、より積極的に女性を構成員に加えることで女性の参画を確保することも期待されます。地方防災会議の実質的な事務を担っている幹事会も同様であることを記載しています。

(3)については、現在、多くの地方公共団体では、復興計画の策定が済んでおりますが、さらに、様々な復興に関する計画を策定していることを聞いています。こちらについても、計画を策定する委員会への女性の参画が不十分な状況にあるという報告があります。今後も何らかの形で様々な委員会が活動していくと考えられますので、地方防災会議に係る取組に準じて、女性委員の一層の参画の拡大、確保が図れるよう、必要な取組を期待することを記載しています。

(4)ですが、政府に対する取組として、地方防災会議の委員については、引き続き女性の参画の拡大と地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけるとともに、その状況について継続的にフォローアップし、参画状況に関するデータをホームページ等

を通じて公表していくことを求めています。

次の2は、「国及び地方公共団体の防災・復興関連部局における女性の参画の拡大」です。

まず、(1)ですが、国や地方公共団体の防災・復興関連部局は、防災・復興に関する各種施策の企画立案・実施、他部局との調整等を担当しており、防災・復興に関する施策に女性を含む多様な主体の視点を取り入れていくためには、国及び地方公共団体の防災・復興関連部局で、管理職を含む女性職員が能力を発揮することが期待されると記載しています。他方で、現実には、例えば地方公共団体について、防災担当部局に配置されている女性の割合が、組織全体の女性の割合に比べて極めて低いという調査結果もあります。

その背景については、本調査会でも御指摘がありましたが、従来から防災関係の業務が、緊急時の対応等が必要であるといったことを理由として、一般的には、女性よりも男性の配属を優先してきたのではないかと推察されることを記載しています。

あわせて、防災・復興関連部局で女性が一層活躍するためには、まずは、組織全体の女性職員、女性管理職の厚みを増していくことにも取り組んでいかなければならないということに記載しています。そして、第3次基本計画においては、女性国家公務員・地方公務員の採用・登用の促進に取り組んでいくことになっていきますので、政府に対しまして、第3次基本計画に基づき、引き続き取り組んでいくことを求めるとともに、国や地方の防災・復興関連部局における職員の男女比率を、少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけるよう、取組を進めていく必要があることを記載しています。

そして、そういった取組を実効性あるものとするためには、防災・復興関連部局における女性職員の占める割合の状況を定期的に把握して、例えば女性職員の占める割合の数値目標とその達成年限を定めるなど、ポジティブ・アクションの考え方と手法を取り入れることも有効であることを記載しています。

また、防災・復興関連部局の管理職・職員に対する研修等の機会において、東日本大震災等への対応から得られた教訓等を素材として、男女共同参画の視点について理解を深めていく必要があるということに記載していきまして、その際には、男女共同参画担当部局による積極的な支援・協力も期待されるということです。

次に、国における復興関連部局として復興庁がありますので、復興庁に対する期待を(2)で記載しています。東京の本庁には、男女共同参画班が設置されていきまして、さらに、岩手・宮城・福島の各県にも男女共同参画担当の職員が置かれています。このように男女共同参画を担当する組織・担当者が置かれているというのは従来には見られなかった対応であるということで評価しています。引き続きこの設置の趣旨をいかして、十分に機能することを期待したいと記載しています。

あわせて、復興庁以外の防災・復興関連部局においても、男女共同参画に関わる問題についてのフォーカル・ポイントとして機能する部局・担当者を定めておくことも有効な取組であると記載しています。

続いて、「3 被災者支援等の活動に当たる関係女性職員等への支援」です。主に現場で活躍される女性職員を念頭に置いた記載になっています。

まず冒頭で、今般の東日本大震災における女性自衛官、女性警察官の活躍について記載しています。

次のページに移りまして、今後の大規模な災害の際にも、このような活動がより積極的かつ迅速に展開されることを期待したいと記載しています。

「他方で」から始まるパラグラフです。こちらについても御指摘がありました。こういった活動を除くと、従来から女性職員は専ら事務部門に配置されることが多く、現場で十分に対応できる場合であっても、なかなか第一線に配置されることが少なかったという指摘があり、災害対応における主体としての女性の役割は、いまだに十分とは言えないということを記載しています。

災害現場や被災者支援等においては、男女共同参画の意識の高まりから、女性職員による対応が必要とされる場面が多くなってきているということがあります。政府においては、以下の点に留意して、災害対応に当たる女性職員の確保、能力の向上に取り組む必要があるということを記載しておりまして、地方公共団体に対しても同様の取組を期待したいとしています。ア)、イ)、ウ)とありますが、ア)として、女性の消防職員、警察官、自衛官の定着の促進、災害対応についての平時からの研修、訓練の充実です。イ)としまして、発災直後の保育所・認定こども園における児童の積極的な受入れなど、災害対応に当たる公務員が子育てや介護等の家族的責任を有する場合における、公務員の子育て・介護への支援です。ウ)としまして、現場におきまして、災害対応に当たる女性の消防職員、警察官、自衛官等の更なる参画拡大を求めています。

イ)では、保育所・認定こども園における児童の積極的な受入れなどを公務員の子育て・介護への支援として記載していますが、この部分について、本日欠席されております奥山委員から、昨日、メールにより御意見を頂いています。現在の案文では、公務員に対する支援ということで述べていますが、災害直後から復旧、被災者支援に動き出すのは、公務員だけではなく、例えば、電気、ガス、通信等のライフラインの維持に携わっている方々や、医療職、福祉職の方々又は報道関係者の方々等も発災直後から働き続ける必要があります。さらに、生鮮食料品を扱う小売業者の方も業務を継続し、維持することが求められるため、発災時における保育環境の整備は、公務員はもちろんのこと、民間事業所に勤める方々にも必要なもので、発災時の保育環境の整備は別項目を立てた方がいいのではないかと御意見をいただいていますので、併せて御議論いただければと思います。

第3の説明は、以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ただ今説明がありました1、2、3について皆様からの御意見、奥山委員からの公務員が十分に力を発揮できるよう、保育所の整備は、民間事業所についても同様のことがいえるのではないかと御意見をいただいていますので、併せて御議論いただければと思います。

畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 1点は質問ですけれども、6頁の3行目に「一般に女性よりも男性の配属を優先する領域と考えられがちなこともあったのではないかと推察される」と書いてありますが、国家公務員は、今、女性職員の深夜業務の禁止ということは定められているのかどうか。前にあったような気がするのですけれども、今はどうかということです。

7頁、第4の上には、ウ)で「現場において災害対応に当たる女性の消防職員、警察官、自衛官等の更なる参画拡大」とありますけれども、これは具体的に、例えば爆発物があるようなところにも女性を派遣しようと言っているのかどうか、この前の説明では、そういうことをやらないという規則があったような記憶がありますが、そういう規則も撤廃しようと言っているのかどうか、その点をちょっと確認しておきたいと思います。

○鹿嶋会長 これは答えられますか。

ウ)の方は労働基準法の中に入っていましたね。坑内労働だけですか。爆発物ではなく薬物ですね。

○中野渡補佐 まず、後段の方については、ただ今、畠中委員がおっしゃられたような趣旨で書いたものではございません。

○原田委員 今、女性公務員の深夜労働に残業代を払っていますね。昔は払われなかったという話があるので、残業代をもらっておられれば、解禁になっているはずですよ。

○鹿嶋会長 深夜業は夜10時から朝5時だから、皆さん、毎日仕事をやっていますものね。ほかに御意見ありますか。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 つまらない質問で申し訳ないのですけれども、3頁の一番下のパラグラフに「女性委員の割合を40%以上60%以下」と書いてあるのですが、「以下」が入っている意味を教えてください。

5頁、最初のパラグラフで「都道府県知事等が部内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用している」ということですが、防災会議が審議会のようなものであると、これは変な話だと思います。つまり、審議官は第三者から意見を聞く場なのですから。防災会議が行政機関であって、行政機関であれば、知事が部内の職員を任命するのは当たり前なことだと思います。そうすると、つまり、防災会議というものをどう考えるのか整理しておく必要があるのではないかと思います。要するに行政部門なのだけれども、行政部門の中に女性がいれば、必要な対応がやりやすくなるということですね。防災会議とは何かということの理解が十分でない、これは変に思われると思います。

○三上調査課長 まず、2点目の防災会議の関係ですけれども、青いファイルの13頁、災害対策基本法に都道府県防災会議の設置、所掌事務について規定している条文がございます。具体的には第14条と第15条でございます。これを見ますと、第14条第2項に所掌事務が書いてございますが、純粹の意味でのいわゆる審議会というよりは、指定地方公共機関相互の連絡調整を図ることを規定する第4号ですとか、そういったものも含めて、もうち

よっと広い感じの所掌事務になっているということが一つ。

また、そういった所掌事務に応じて、第15条第5項には委員をどのように選ぶかということが規定されています。第5項第5号では、その都道府県の知事がその部内の職員から指名する者ということでありますので、第14条に規定する所掌事務に応じて、一部の委員を部内の職員から指名するという構成になっていると理解します。そこについて積極的に知事が女性を登用することは、現に行われているところもあるようですし、そこを更に進めるということはあるのではないかとということです。

1点目にお尋ねのあった「40%以上60%以下」という考え方は、女性の参画を進めていって男性が過少になる状況も、男女共同参画という観点からすれば望ましくない。という意味で、男女共同参画会議の民間委員等も同じような考え方で男女の割合が定められていると思います。

○鹿嶋会長 どちらかの性が4割を下回らないようになっているから、6割なのですよ。

○原田委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 他にはよろしいですか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 3頁、先ほどの「中央防災会議の下に設けられる専門調査会や復興推進委員会、防災・復興に関して担当大臣等の下で開催される各種の有識者会議等『国の審議会等』に該当するか否かにかかわらず」というところは趣旨としては、今、書かれていることで賛成です。

ちょっと分からなくなったのでお尋ねしたいのですけれども、第3次基本計画では、都道府県防災会議については、女性のいない都道府県防災会議の数を平成27年までにゼロにするという具体的な成果目標があるわけですが、中央防災会議については、こうした数値目標はなかったのでしょうか。

7頁の真ん中辺りの「災害現場、被災者の支援等においては」というところです。現場での活動にも女性の役割が期待されているという話がありましたが、先ほどもう既に済んでいることかもしれないのですけれども、前回のヒアリングでも、危険物、爆発物等については、確かに法規による規制があると聞いたと思いますが、そうでない場面においての話として女性職員が現場に出ていないということがあるのではないかと指摘があったと思います。

今の書き方は、「男女共同参画に関する意識の高まりから、女性職員による対応が必要とされる場面が多くなっている」とあり、そのために「災害対応に当たることのできる女性職員の確保及びその能力の向上」とされています。私は現場のことを知らないので誤解があるのかもしれないのですが、今、必要性が認識されてきたけれども、なかなか現場に女性職員が配置されていないから確保しなければいけない、あるいはそういう現場に出ていくことができる女性職員の能力を向上しなくてはならないと読めてしまいます。ですが、もしかすると、災害救助、被災者救助といった人命救助等に当たりたいということ

でこういう職場に働いている女性職員が現実にはいらっしゃるのに、なかなかそういうところに配置されないということが起きているのではないかとヒアリングの際に感じていたものですから、ニーズの面で対応が必要というだけではなくて、もう既にそういう方がおられるのであれば、女性職員の能力の発揮や、女性職員の意欲とか能力の発揮等の書きぶりに少し言葉を加えていただければどうかと思いました。

奥山委員からの御指摘の点について、御意見の内容には賛成です。どこに組み込むかについて、うまく別項目が立てられればいいのですけれども、それがもし難しければ、現在の3の項目の標題が「関係女性職員等」になっていて、先ほどのイ)が「公務員」と限定的な書き方になっていますので、「公務員」をもう少し拡大する形で、公務員その他災害対応に当たる民間を含めた活動従事者というような言葉を足すことでいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 女性職員のところは、もう一つ別のところに女性が事務部門に配置されているという書き方があり、2つに分かれているような感じがあるのですね。何頁でしたか。

○中野渡補佐 7頁の上から10行目の「他方で」から始まるパラグラフです。

○鹿嶋会長 ここが今、おっしゃったところと少し近いでしょう。だから、こういう書き方をしているのです。これでよろしいですか。

○大谷委員 そうですね。

○鹿嶋会長 大谷委員のおっしゃったことは、多分、上の方の「他方で」に読み込まれているかなと思っているのですが。

○大谷委員 分かりました。

○鹿嶋会長 あと、もう一つの中央防災会議について説明はありますか。

○中野渡補佐 中央防災会議の構成員についての女性の割合の目標はありません。

青いファイルの81頁に中央防災会議の構成という資料がありますが、中央防災会議のメンバーは災害対策基本法で決まっています。内閣総理大臣が会長で、委員は防災担当大臣を始めとする閣僚17名以内と指定公共機関の長となっており、ほかに学識経験者が4名入っています。このようなことになっていることから、おそらく女性委員の割合を目標に掲げるのが難しい面があるのではないかと考えています。

○鹿嶋会長 それでいいですか。

○大谷委員 大丈夫です。

○鹿嶋会長 私からの提案ですけれども、6頁(2)の復興庁関連ですが、最近、有識者の方から、各府省の復興施策について男女共同参画の視点が不十分であり、基本方針がどれぐらい実施されているかのモニタリングも十分なされていないという指摘を受けました。

平成23年7月に東日本大震災復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針」を出しております。これを見ますと、復興施策は、例えば、青いファイルの279頁、「(1)災害に強い地域づくり」の(ii)ですけれども、「高齢者や子ども、女性、障害者等に配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める」という文言があります。ま

た、地域経済活動の再生というところには、「農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組を組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく」という文言があります。

このようなことがありますので、6頁の復興庁の関連の中で男女共同参画の担当組織・担当者が設けられたことを評価はしていますが、更にもっと頑張ってもらいたいという意味も込めまして、できたら文章を加えたいと思っております。まだその文章自体はできておりませんので何とも言えないのですが、ここに何らかの文章を加えていきたいと思っております。文章ができましたら、皆様に確認をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

他にこの関連で、第3のところ意見がありましたら。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 7頁に女性の消防職員の記載がございますけれども、ここは女性の消防団も含まれていると理解するのでしょうか。地域に参りますと、女性消防職員も大事ですが、やはり消防では、担い手不足ということもありますが、そのなかで女性の消防団が大変重要な役割を果たしていますので、ここに含まれていると読めるのか読めないのか、読めないとすれば、関係省庁とも少し相談をしていただけるとありがたいと思います。

あわせて、先ほどもお話がございました「女性職員の確保及びその能力の向上」と記載ですけれども、具体的に「能力の向上」とはどういうことをイメージしておられるのかを教えてくださいたいと思います。

女性の消防団の活動が地域の中で少しずつ広がっているのですが、女性の消防団に期待をされる役割というのは、例えば地域によって様々かもしれませんが、やはり女は男と比べると力が弱いので女性消防団の役割は広報啓発活動だと狭く捉えられてしまっている現実もございます。したがって、「能力の向上」といったところでは、読んだ方が具体的なイメージを持てる記載の仕方が大事かなというのが一つです。

○鹿嶋会長 消防団ですけれども、7頁の「ア）消防職員」に「消防団」と入れられるかどうかですが、消防団は非常に大事ではあるのですが、この文脈の中で入れ込んでいいかどうか。加藤委員がおっしゃったことはよく分かりますので、どういう形で処理するかはちょっと預からせてください。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 「女性の能力の向上」のところですが、さらっと読むと、女性の能力が低いような感じに読めると思います。つまり、経験を与えられなかったがゆえに能力が不十分であるということであれば、それを明確にされた方が良いと思いますし、どうしても体力的な問題はあると思います。ですから、「能力の向上」とは何かということをはっきりとす

るべきで、また、現在の能力が低いというニュアンスを与えるのはよくないのではないかと思います。書き振りを工夫していただければと思います。

○鹿嶋会長 これは「専門的な能力」とか「専門的な」という言葉を入れればどうなのでしょう。解決できませんか。大谷委員からも同じような指摘だったと思うのですが、確かに「能力」というと単純な能力のようですが、「専門的な」となってくると、いわゆる災害対応に当たるための専門的能力と読めると思うので、そうすれば違和感がなくなるのではないのでしょうか。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 これまでの会議の中では、保育士さんとか保健師さんの活躍で、子どもの命が守られたり、避難所やその他のところで住民の健康が守られたという話も出ております。そのようなことが文中に全く出てこないのも、もし可能だったら、その方たちも防災会議又は分科会や部会にもきちんと位置づけられていくということを入れていただけたらと思います。

○鹿嶋会長 他はいかがでしょうか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 とても細かいことですが、4頁の真ん中辺りの「他方で」から始まる段落の2行目「直近の調査時点」というところですが、こういう意見書を後で色々使わせていただいたりする場合のために、脚注でも結構ですので、何年何月時点を入れていただけるとありがたいです。

○鹿嶋会長 後でまた全体を通して意見があったら募りますので、第3はそろそろ終わりにして、第4に移ります。

○中野渡補佐 「第4 防災・復興に係る男女共同参画の視点の導入等」です。

「1 男女共同参画基本計画等における防災・復興分野の組み込み」については、先ほどもお話が出ましたけれども、第3次基本計画においては、防災について第14分野の4で施策の基本的な方向や具体的施策が盛り込まれています。第3次基本計画においては、重点分野の表題としては初めて「防災」という表記がされましたが、現在の政府における最重要課題の1つである「復興」についてはほとんど触れられていないため、今後に向けた課題として強く認識される必要があることを記載しています。

政府に対しては、次期の男女共同参画基本計画の策定に際して、今般の東日本大震災における教訓、震災後に講じられた各省の施策を踏まえて、防災分野について具体的施策における内容の一層の充実を図ることと、復興分野についても具体的な施策として取り上げることが念頭に置いて検討を進めることが適当であるということを記載しています。

あわせて、現在の第14分野は、地域、防災・環境その他の分野となっていますが、防災と他の分野を地域等から切り離し、単独の重点分野にすることも全体のバランスを見ながら検討すべきであろうと記載しています。

次は都道府県・市町村の定める男女共同参画計画ですが、こちらについても、防災・復

興に係る施策を適切に位置づけることが必要であり、基本的な考え方、具体的な取組を盛り込むことが望ましいということを記載しています。

政府において、都道府県・市町村の定める男女共同参画計画における防災・復興関連施策の位置づけ状況を調査して、その結果を踏まえて、地方公共団体に対して、その計画の中に防災・復興関連施策が適切に組み込まれるよう検討を促すべきであると記載しています。

次に「2 防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入」です。

まず、今後の自然災害への準備のために、政府においては、今般の東日本大震災における経験を基に、男女共同参画の視点から、被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防等の各段階における必要な対策・対応を取りまとめ、周知する必要があると記載しておりまして、そういった国が定める指針・マニュアルについては、現場の柔軟な判断や裁量がいかされるような表現として、現場における機動的・柔軟な意思決定の行動の妨げとなったり、硬直的な対応に結び付かないように留意することが必要であることを記載しています。

内閣府では現在、「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」を作成しておりますが、こちらは評価するとともに、引き続き地方公共団体や関係団体、有識者の意見を広く取り入れて内容の検討を行い、完成後はこれをウェブサイトで公表するとともに、地方公共団体等に対して配布し、その職員等を対象とした説明会を開催するなど、関係者に十分な周知を行う必要があると記載しています。

さらに、地方公共団体に対して、このマニュアルを踏まえて、各地域の実情に応じた独自のマニュアルを作成していただいたり、平時から男女共同参画の視点からの防災・復興に関する知識の普及、学習・訓練の機会の拡充を図るために、職員、関係者に対する研修、地域住民の参加による防災訓練等の実施、女性と防災をテーマにしたワークショップの開催等の取組を促すべきであると記載しています。

なお、次は、前回の会合での御意見を踏まえて記載していますが、地方公共団体においてこうした研修を実施した場合には、その受講者を登録して、災害が発生した場合に、その方々に男女共同参画の視点を取り入れることが特に必要な業務を担当させるなど、研修の受講者の見える化を図って、その方たちが研修の成果を発揮できるような機会を与えるといった取組が期待されるということを記載しています。

「3 男女共同参画センター・女性センターの役割、地域・民間団体との連携」です。

(1) では、最初にセンターの規模が様々であることを記載しています。ヒアリングで有識者の方から報告がありましたとおり、被災地の男女共同参画センターが女性向けの支援物資や支援情報の提供等、全国のネットワークを活用した被災者支援を行ったことを記載しています。このように日頃の知見や強みをいかして積極的に事業を実施したセンターが少なくない一方、他方で、全国から届く物資の倉庫とされたり、あるいは日頃の業務とは関係のない業務に駆り出されたりするなどセンターの機能が低下して男女共同参画の視

点からの活動が十分に行えなかったところも見られたと記載しています。

今般の東日本大震災におけるセンターの役割は様々でしたが、実際に災害が発生した場合に、その機能、強みを十分にいかすためには、管理体制、施設の規模等に応じた形で、災害発生時における役割、位置づけを平時から明らかにしていくことが重要であるということを記載しています。

また、今回の対応を通じて、センターが災害時に積極的にその機能を発揮するためには、職員の判断力が十分に養われていること、地域の社会資源との連携や協働の蓄積があること、特に指定管理者による運営されているセンター等にあっては、設置者に対する一定の主体性が確保されているといった要素が欠かせないことが明らかになったということを記載しています。そして、センターにおいては、その組織基盤の強化、地域の社会資源との連携の強化、ジェンダー視点からのコミュニティ開発事業の開発とその実施等、平時から取り組んでいただいて、その要素を強固として蓄えていくことが期待されると記載しています。

(2) では、政府に対して求める取組として、センターの機能強化を促す観点から、職員に対する研修、地域における女性リーダーの人材育成のための研修の支援、関係機関相互のネットワーク構築のための支援に努めていただくとともに、全国のセンターの取組の中から、他のセンターの参考になるような好事例の紹介等に取り組む必要があることを記載しています。

地方公共団体に対するものとして、センターの規模、条件等を勘案しつつ、被災者支援の役割を担う機関として、防災に関する計画やマニュアル等にセンター等を明記していただくことが期待されると記載しています。また、センターの運営を指定管理者に委ねている地方公共団体においては、指定管理者の選定・評価に当たって、災害対応の能力やこれまでの実績等も一つの判断要素とすることも考えられると提言しています。

次に、センターを設置していない市町村においては、設置している市町村においてセンターが担っている機能をどこが担うのかというのをあらかじめ検討しておくことが望まれる、東日本大震災においては、センターが設置されていない市町村に対して、他の地方公共団体で指定管理者として運営に当たっているNPOが出向いて、そこでNPOの活動として支援を行った事例が報告されていたので、平時からセンター設置の有無にかかわらず、関係団体等での災害時における協力関係を構築していくことが期待されるということを記載しています。

(3) では、大規模な災害時には地方公共団体の災害対応機能が低下してしまうおそれがあることから、そのような場合に、適切な災害に対応するためには、国、地方公共団体、センター、NPO、NGO、地縁団体、企業、大学、被災地以外の団体も含めた多様な主体の連携が不可欠であり、地方公共団体においては、新たなコミュニケーション手段も活用しながら、これらの団体間での継続的な意見交換、情報の提供機会を設けるなどして、地域を超えたネットワークの構築に向けた取組が期待されると記載しています。

次の段落ですが、被災地以外の地域からの人的支援を行う場合には、被災地の団体間の連携だけではなく、支援を行う側の団体間の連携も必要になってくることを記載しています。この点も、御意見をいただいたところが、例えば、退職した女性を一時的に活用するなどして、支援する側の団体の本来の業務を補完していただくような手段を設けておくことで、その団体から被災地の方に支援に赴く女性の人数を増加させるなどの取組を併せて行うことで、被災地以外の地域からの支援がより効果的なものとなることを期待したいと記載しています。

「4 男女共同参画の視点に立った避難所・応急仮設住宅等の運営」です。

(1) では、今般の東日本大震災で明らかになった問題として、避難所の運営が専ら男性によって取り仕切られ、女性が意思決定に参画できなかったことにより、女性固有のニーズが行政側に適切に伝わらず、様々な問題があったということが指摘されていること、また、これも指摘がありましたが、災害直後の混乱の中では、日頃は目に見えなくなっている固定的な性別役割分担意識が顕在化して、当然のように避難生活に組み込まれてしまうおそれがあるということに留意が必要であると記載しています。

また、避難生活の中で女性への配慮を求める声が、「こんな時に男も女も関係ない」と顧みられなかった事例も報告されていましたが、災害時の対応の場面では、そうした配慮を行うことで全体の運営に支障を来すことはほとんどないと考えられるべきであると記載しています。

また、これも有識者の方からの御報告の中で指摘がありましたが、地域の中でつながりが深く、そこに暮らす人々が我慢強い土地柄の下では、女性の側が過剰に自制してしまうため、かえって問題が潜在化してしまうというケースも少なくないことから、問題を抱えている女性が声を上げやすい環境を作っていくことも重要であることを記載しています。

そして、政府においては、こういった事例も踏まえて、避難所運営に女性を含む多様な主体の視点を反映させるための対策をマニュアル等に盛り込むとともに、平時から固定的な性別役割分担意識の解消のための広報・啓発に努める必要があると記載しています。

(2) ですが、自治会長は男性が就任する例が多いため、避難所の運営責任者も男性が多くなるという指摘があります。男性が責任者であるからといって、必ずしも女性に配慮した運営が期待できないわけではないのですが、実際の自治会の活動が多くは女性によって担われていることを考えますと、女性の自治会長が一層増えていくことも期待されるということを記載しています。さらに、女性は日頃の生活を通じまして、子どもや高齢者の視点にも敏感であると考えられるので、避難所の運営に女性が一層積極的に参加していくことで、多様な住民に配慮した運営がこれまで以上に確保されるようになると考えられます。そのため、現在、避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会で指針の検討をしていますが、政府に対して、こちらに男女共同参画の視点を適切に取り入れていただくとともに、地方公共団体に対しては、東日本大震災の際の男女共同参画に係る問題点を教訓としながら、自治会等に対する説明を行うとともに、避難所の運営が男女共同参画の

視点に留意したものとなるよう要請する必要があると記載しています。

なお、先ほど申し上げましたとおり、男性の自治会長が避難所の責任者であるからといって女性に配慮した運営ができないわけではないという指摘もあろうかと思しますので、この辺りについてどこまで踏み込んで書くかについても御議論をいただければと思います。

(3)は、災害時要援護者についての記述です。

まず、総論として、女性は男性に比べて平均寿命が長く、高齢者人口における女性の割合が高いため、高齢者を対象に講じられる災害対応に係る施策も女性の方が広く影響を受けること、妊産婦についても健康管理に配慮した早急な対応が必要になること、障害がある女性については、災害時において介助者が不足するなどの理由によって困難な状況に置かれる場合があることを記載しておりまして、御意見がありました福祉避難所についてのことをこちらに記載させていただいています。福祉避難所に関しては、福祉人材の支援のための全国的なネットワークが構築されていなかったために、開設が遅れたという御意見がありました。

このため、政府においては、24時間体制で、福祉避難所、社会福祉施設において、要援護者への対応を行うことができるように全国的な支援のネットワークの構築に向けた取組、障害者に対する支援に関して専門性のある人材の確保の必要があることを記載しています。

次のパラグラフですが、こちらは前回の会合後に個別に頂いた御意見で、障害者に関する支援についての御意見を頂きましたので、その御意見を踏まえて、会長と事務局で作成したものです。

ここでは、福祉避難所以外の避難所についてもバリアフリー化された施設を使用することを促すこと、避難所として使用が想定される公共施設についてもバリアフリー化を推進するための施策に取り組む必要があるということに記載しています。

さらに、障害者に対する情報の提供に際して、その障害の特性に応じた配慮をすることについて、災害時要援護者の避難支援ガイドライン等に盛り込む必要があることを記載しています。このパラグラフの部分は、これまでの議論では出てきておりませんので、議論をいただければと思います。

(4)は、食事の現物給付についての問題が指摘されておりましたので、それについて記載しています。問題としましては、避難所等で弁当等の食事が子どもから高齢者まで、一律に長期間にわたって支給されたという問題が指摘されていました。

これについては、災害が発生した場合には、流通機能が混乱している中で、店に行っても商品がないという状況にあることから、確実に救助を行うために現物給付の救助が行われているということですが、そういった考え方は理解できるものの、災害発生から時間が経過して流通機能が一定程度回復した後は、子ども、高齢者、障害者、妊産婦、食事制限のある方等、被災者ごとに異なるニーズにも柔軟な対応が可能となるような仕組みを設けることも考えられるとして、政府に対してこういった問題を踏まえて、災害法制全体の見直しの中でより柔軟な対応ができるように在り方を検討する必要があると記載しています。

(5) では、避難所の生活が長引くと、女性と男性で異なる悩みが発生し、性犯罪、配偶者からの暴力等、女性に対する暴力も懸念されることから、避難所等においては、適切な防犯対策を講じていただくとともに、被害に遭った女性への支援も必要であることを記載しています。

また、日頃から地域社会との関わりが少ない男性については、仮設住宅における孤立化の懸念もあることから、こうした男性に対する配慮も必要であるとして、政府においては、地方公共団体、NPO等とも連携しながら、女性の悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を引き続き実施するとともに、避難所の運営に関する指針においてこうした取組を適切に位置づけることが必要であると記載しています。

第4については、以上です。

○鹿嶋会長 第4について意見をお伺いしたいと思うのですが、事務局が皆様の意見を特に聞きたいと言っているのが、11頁に新たに書き下ろしている自治会長のところですが。男性が就任している例が多く、勢い、避難所の運営も男性になる場合が多いわけですね。むしろ、男性の責任者だからといって女性に配慮した運営ができないわけではない・・・うんぬんという趣旨のことを書いていますが、こういう表現でいいのかどうかということです。

12頁のバリアフリー化の問題も新たな問題ですが、私は問題はないと思っていますが、この辺りも含めまして、第4について皆様から意見をお伺いしたいと思います。

○加藤委員 私は9頁の男女共同参画センター・女性センターの役割についてと、指定管理について発言させていただきたいと思います。

3の(1)のところセンターについて触れられているわけですがけれども、気になりますのは、例えば3段落目の「今般の東日本大震災において」以下、そこから4行目にかけてです。「男女共同参画センター等がその有している機能や強みを十分にいかすためには」まではいいのですが、その後、「その管理体制、施設の規模等に応じた」とつながっていきまして、男女共同参画センター・女性センターの役割については、ここに御参加の皆様方はもう十分共有をいただいていることだと思いますけれども、人と人とが会うためには建物が重要なのですけれども、当然人と人とのつながりが重要で、建物がメインなのではありません。人のネットワークの拠点、情報の拠点でなければならないということを是非センターのところで強調していただくと大変ありがたいと思います。

普段の男女共同参画センター・女性センターというのは、女性団体、女性グループ、多くの女性方、その他色々な方たちに御利用いただいているわけですがけれども、災害時には、そういった方たちに限らずNPO、NGO、地縁組織を含めて様々な団体の皆様方の活動の拠点であり、情報の拠点となるわけです。そういう広がりや幅がある中で、女性団体や女性グループの人たちが、男女共同参画や女性の視点等を持って防災に貢献していくことができるのだらうと思うのです。是非建物というイメージに取られないような書き方に御配慮いただくとありがたいというのが一つ。

もう一つ、9～10頁にかけまして、指定管理についての記載が出てまいります。例えば

9頁の4段落目の「また、今回の対応を通じて」以下の下から4行目に「設置者に対する一定の主体性が確保されていることといった要素が欠かせない」とあり、この設置者に対する一定の主体性というところは、多分重要なことを言っているのだらうと思いますが、読まれた方は一定の主体性と読んで分かるでしょうか。ここは大事なことをおっしゃっているのだらうと思いますけれども、もっと分かりやすく書いていただけるとありがたいなと思います。

指定管理者につきましては、指定管理者を選ぶとき、契約するとき、単にコストが安いということで選ぶ、あるいはコストを安くする契約をするのではなくて、地方公共団体の役割としては、住民の代理人として住民のために必要なサービスをきちんと提供させるような契約をするということが大事なのですということを記載していただきたいと思っています。

とりあえず以上でございます。

○鹿嶋会長 9頁の設置者に対する一定の主体性は確かに分からないですね。これは再考しましょう。

最初の意見についても人とネットワークの拠点や、活動情報の拠点等災害時の問題も再考します。預からせてください。

10頁のNPO関連、指定管理者選定・評価はこれ以外に今言ったような趣旨のことも付け加えた方がいいというような趣旨ですか。

○加藤委員 地方公共団体の役割というのは何かということが明示されることがこの後、大事になってくるかなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

他には御意見ありますか。岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 2点あります。

まず11頁の(2)のところですけども、これは私も2回ほどこのことを申し上げてきましたので、このような形でまとめていただいたことにまずお礼申し上げたいと思います。やはり地域自治会の中で、今回起こったことをきちんと色々な形で見て気付くということがとても大事だと思っておりますので、記載として私はこの形でいいのではと思っています。

もう一点、これは質問にもなるのですが、8頁の2の2段落目の内閣府の震災対応マニュアルについては前回、確か鹿嶋会長がおっしゃっていたと思うのですが、この中身を私たちは把握していませんので、評価できるとこの段階で言えるのかなと少し疑問に思います。ただ、3.11が起こった比較的早い段階で内閣府が被災地に入って色々とヒアリングをされて、この専門調査会でしたでしょうか、問題提起をしていただき、確か議論を何回かしてきましたね。多分、そうした積み上げをもってマニュアルに書かれていると思いますので、そういった意味では理解もしたいと思うのですが。

その上で、11頁の(2)の前の「政府においては」のところに「マニュアルに盛り込む

とともに」となっていて、この政府におけるマニュアルというものと内閣府が作っているマニュアルの関係がよく分からないので、教えていただければと思います。当然、避難所における対策というのも内閣府のマニュアルには入っていると思いますので、その関係が分からないということです。

○鹿嶋会長 今の点、説明してくれますか。

○土井社会的影響調査チームリーダー 男女共同参画の視点からの震災対応マニュアルについては、第12回会合で当局の総務課長から説明した資料の中に少し入っておりました。今年度、内閣府男女共同参画局では、東日本大震災の教訓等も踏まえまして、被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防の各段階において男女共同参画の視点から留意すべき事項を地方公共団体向けにマニュアルという形で取りまとめる予定です。現在、作成のための検討会を設け、有識者の方に議論していただいているところです。その中では、避難所や仮設住宅の問題や、復興の問題、予防に関して日頃からの防災訓練等についても触れる予定でおります。

11頁の（2）の上の段落の「政府においては」部分のマニュアル等なのですけれども、ここには男女共同参画局で作成するマニュアルも含まれますし、内閣府の防災担当も別途避難所運営に関する取組指針を現在検討しており、そちらにも男女共同参画の視点というものを盛り込んでいただきたいと考えておりますので、ここでは「マニュアル等」という文言になっていると理解しております。

○鹿嶋会長 表現は少し工夫する必要はあるかもしれませんが、前にマニュアルが出てきて、ここでマニュアルがまた出るから、岡本委員のような疑問が出るかもしれないので、表現は工夫します。

他に御意見はありますか。大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 岡本委員が最初に指摘されたことと同じことを私も発言しようと思っておりました。確かに内容はまだ見ていないのですが、前回の会議においても、こういうものが作成されているものについては評価されるし、地方公共団体にそれを活用してもらうための取組が必要だというような意見になったかと思います。

具体的には8頁の表現が「内閣府において現在作成中の」となって、内容をもう評価しているような書き振りになっていますので、例えばですけれども、「内閣府において現在作成中の」を取って、「『マニュアル』を作成中であることは」や、先ほどおっしゃいましたように「有識者等からの検討あるいは現場の方からの今回の経験を踏まえて作成されていることについては」などの表現にいただければいいのではないかと思います。

男女共同参画センターの災害時における位置づけの話で、先ほど加藤委員がおっしゃったことに若干関連するのですが、9～10頁にかけて2つのことが書かれているように思いました。1点目は、9頁にあったように、場当たりに使われて、男女共同参画センターが本来持つ役割が、必ずしもいかされなかったのではないかという視点、他方で2つ目として、10頁の方では、（2）のパラグラフの2つ目ですけれども、男女共同参画センター

等を災害発生時に被災者支援を担う機関としてあらかじめ位置づけておくということが書かれているように思います。

2つ目のことは、あらかじめ位置づけておくことで場当たりの対応にならないという側面と、加藤委員が先ほどおっしゃったような、普段は男女共同参画のためということで専ら女性たちの活動のために使われているかもしれないところをいわば拡大して、一つの拠点として使うというような意味が込められているように思います。

そのように考えますと、9頁にもう一度戻るのですけれども、下から2つ目の段落の最後の方にある「男女共同参画センター等の施設や職員を場当たりに災害対応に駆り出すことは、災害時の貴重な地域リソースの無駄遣いとして避けなければならない」という表現が引っかかりました。普段は男女共同参画をやっているセンターでも、災害時には必要な拠点として開放的に色々使うというもう一方の要請もあるものですから、貴重な地域リソースの無駄遣いという書き方ではなくて、もう少し言葉を足していただいて、例えばですけれども、災害時における男女共同参画の視点の確保のために必要な専門性を有する貴重な地域リソースのとか、いわば専門性がきちんといかされるような位置づけとしてはいかがでしょうか。ただし、他方で、やはり拡大的な活用という両方の面があるということがもう少し分かるような書き方にさせていただくとよいのかなと思いました。

運営責任者の話ですけれども、現在の書き方というのは、必ずしも運営責任者が男性であってはいけない、男性であると直ちに女性の視点が配慮されないということではないということが表現の中に入っていますので、このような形で書いていただくことでいいのではないかと考えております。

ただ、よく分かりませんのは、運営責任者というのは一般的にお一人の場合が多いのかということで、そのことが読んでいて分からないところがありました。運営責任者がお一人の場合に、女性の意見を吸い上げるような仕組みとして運営協議会のようなものを作るなどで配慮ができるのか、あるいは共同責任制のところがもしあれば、お一人女性に入ってくださいなど、色んな形があるかもしれません。ですけれども、一般的に運営責任者はお一人が代表されるという実態がもしあったのであれば、このような指摘があった方がいいのではないかと思います。

最後にバリアフリーに関してです。前回も、本日の12頁の(4)で記載されています食事、現物給付の問題については、奥山委員からも御指摘がありました。それは、女性の視点から気がついたことだったとしても、女性だけではない被災者全体に対する重要なこと、要するに多様な被災者がおられるということへの配慮という点で重要ことではないかと思えます。したがって、この監視専門調査会の意見の取りまとめにも入れることということで私も賛成にしておりますし、この記載には賛成いたします。

他方で、それとよく似ているのは、このバリアフリーや障害者の問題ではないかと思えます。今までの議論の中でほとんど触れていないのですけれども、私は実は震災直後に外国人のための多言語による無料の情報提供を弁護士会で行いました際、その活動に関わっ

ておりました。

例えば外国人等の多様な被災者ということでは色々な問題が出てくるわけですが、それは必ずしも男女共同参画と直接には関係していないという中で、今の項目に書くことに反対はないのですが、こうした現物支給の問題あるいは障害者の方の問題を書く場合に、今の項目を書くことに反対なのではなくて、今の位置づけがどうなのかということが気になっております。

10頁の4の表題は「男女共同参画の視点に立った」となっておりますが、もう少し障害者の問題一般ですとか現物支給のことなどについては、何か項目を変えるなり表題の書き方を少し工夫するなりして、そういった多様な被災者のための視点に立つ重要性が今回1つ浮かび上がったというようにした方がよいのではないかと。

その意味では、外国人は全く抜けていまして、ヒアリングの中で出てこなかったからかもしれないのですが、もしこの意見書の中にどこにも出てこないようでしたら、どこかに一言でも加えていただければと思います。

○鹿嶋会長 今の意見は、10頁の4の表題を変えたほうが良いということですか。ここは多様な人が来るわけですね。できれば男女共同参画の視点というのは取りたくはないのですが、むしろこちらの文章の中で入れ込みたいなと個人的には思っているのです。

○大谷委員 賛成です。4を変えるというよりは、例えば5を作っていただいてというわけにはいかないですか。障害者の問題にしても、混じってしまっているような印象を若干受けています。

○原田委員 12頁に書かれているバリアフリー化や食事は大変重要なことと思いますが、これが男女共同参画とどういう関係があるのかということとはよく分かりません。これ自体が男女共同参画ではないわけで、女性の視点があればこういうことにももっと配慮できたはずだという観点で書かれているのか、話の流れが分かりにくくなってくると思います。

また、男女共同参画と直接関係ない多様な立場の弱い人々を助けなければいけないということを書くのであるとすると、それについて網羅的に書いていないと変だと思えます。ですから、これは女性の観点から見ればもっと気がつくはずだということの事例として書いているのか、これは男女共同参画の視点そのものなのか、そういうことをはっきりさせた方がよいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 先週、12頁の現物給付の問題は同じような議論をしたのです。要するにこれを果たして男女共同参画というくくりの中に入れていかということだったのですが、そこで書いてありますように、高齢者や障害者や妊産婦等、様々な人たちがいて、それぞれに様々な食事があるわけですね。そうなっていきますと、多様性の確保といいますか、第3次基本計画の中でも高齢者、障害者の方たちへの配慮というのが入っていますので、これも(4)のところのとおり、まさしく男女共同参画の範囲に入れ込むという結論になったかと理解しておりますし、バリアフリーもそういう理解でいいと私は思っているのです。

大谷委員の質問の中で、運営責任者うんぬんは答えられますか。

○土井社会的影響調査チームリーダー 青いファイルの149頁に、防災対策推進検討会議という内閣府の防災部局が主催している会議の最終報告があります。169頁の最初の○になりますけれども、避難所等における生活ということで、避難所の運営について書いております。避難所の運営について責任者の人数ですとか男女別のデータというのは見たことがないのですけれども、ここには、自主的な組織による主体的な運営にできるだけ早く移行するようにと書いておりますので、自主的な運営、組織といったときに、責任者一人を置いているほか、副責任者を置いていたりというのもあると思いますので、複数で運営されていると思います。

○大谷委員 ありがとうございます。先ほどのバリアフリー、現物給付については、確かに前は入れることには賛成して、今も入れることに賛成なのです。原田委員もおっしゃったように、私は書き方として男女共同参画の視点ということから、こういう問題も浮かび上がったということで少し書き方を工夫していただいた方がいいのかなと思っております。

○鹿嶋会長 その工夫というのはどういうことですか。

○大谷委員 できればですけれども、今の4の中に置くのであれば、例えば最後の(5)を先に持っていきまして、その後に障害者の話、現物給付の話を持ってきていただいて、こうした多様な被災者に対する配慮の確保の必要性という問題点も浮かび上がったので盛り込む必要があるといったような書き方にできないだろうかという点です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 センター等については大谷委員と加藤委員が十分言ってくださいますので、同じようなことを感じておりました。

もう一つ、今、話題になっていますバリアフリーのところですが、前回、福祉避難所という言葉は入っていたのですけれども、そのことに対する議論がなかったもので、その後、意見を私から送らせていただきました。

というのは、福祉避難所の在り方について、去年、障害をお持ちの女性の方から直接色々なお話を伺う機会がありました。ただ福祉避難所があればいいということではなくて、様々な公的な施設や避難所がもっとバリアフリーだったら、福祉避難所に囲い込まれないで色々なところで支援を受けられるということをおっしゃっていました。障害を持っている自分であっても、他の土地で災害が起こったときには、障害を持った者の視点で支援ができるということや、障害者は弱者で支援を受ける側だけではないというお話を伺ったことがとても印象に残っていたからです。

○廣岡委員 加藤委員からお話のあった9頁の下から4行目の「設置者に対する一定の主体性」という部分は、有識者ヒアリングの中から出てきた、現場で活動なさっている方の非常に緊張感のあるお話が反映されていると思います。

私も指定管理者の実績の評価等をされているのを見ていて、よく感じるのですけれども、

指定管理者は色々な人がいるわけです。その中で被災地以外の女性センターの指定管理者で、地域のネットワークをしっかりと持っているところなどは、色々な人材が被災地で様々な支援をしているなど、完全な中心とは言えないまでも、ある重要な役割を果たすわけです。

指定管理者が女性センターの運営をしている実績を評価するときに、ともすれば設置者はそれを余り評価しないのです。そこが今度は指定管理者として活躍している団体では、自分たちの本当の存在意義がきちんと評価されているのかという不安につながっていると思います。

ここの書き方を「設置者に対する一定の主体性」と書いてしまうと、すごく激しいと受けとめられるかもしれないのですけれども、要は、女性センターを管理、運営している主体となる団体が、いかに全国的な面も持って、本来の男女共同参画の推進に沿った意義のある活動をしているかどうかということが大変重要なのだらうと思います。どう文言を書いていかどうかというのは私も分からない、知恵がないので事務局にお任せしますので、誤解のないような書き方がいいなと感じております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。この第4はよろしいですか。

それでは、最後の第5に入ります。

○中野渡補佐 時間の都合上、簡単に説明させていただきます。

「第5 被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進」の「1 被災地における女性の雇用確保・起業支援」では、被災地における雇用で女性の方が雇用のミスマッチが大きい傾向が見られること、仮設住宅への入居等により仕事が近くになく仕事をしていないという女性が多いという指摘があるということです。政府においては、ここに記載しましたような取組をしていますので、そういった姿勢を評価するということを記載しています。

また、被災地におけるこのような雇用確保の取組は、時限的なものですので、被災地における雇用の状況を引き続き把握して、事業終了までの間にどの程度雇用の状況が回復したのかを検証していくことも重要です。政府においては、そういった女性の雇用機会の確保・起業活動の支援を引き続き継続的に行っていく必要があると記載しています。

さらに、メディアで取り上げられたりするところに支援が向かいやすいことを念頭に、地域に根差して地道に活動を続ける団体や、報じられる機会はないけれども、支援を必要としている地域にも適切なリソースが届くよう留意する必要があるということも記載しています。

「2 復興まちづくり等における男女共同参画の推進」です。（1）では、復興まちづくりの関係で、こちらについても女性を始めとする多様な住民の視点が反映されるよう地方公共団体に要請することが必要であることと、国土交通省で作成しています復興まちづくりの進め方等も参考として、女性等を含んだ多様な住民の合意を形成しながら、子育て家庭や共働きを希望する若い世代の夫婦がその地域で生活できるような視点も組み込んで、

復興まちづくりを推進していくことが期待されると記載しています。

(2) では、福島県においては、放射能の影響を避けるために、職場を離れるということが難しい男性を残して、子どもを連れて地元を遠く離れて生活している子育て世代の女性が多く存在するという指摘がありますので、政府においては、そのような世帯に対して所在や人数を把握しつつ、男女共同参画の視点からどのような支援を行うことができるかを検討する必要があるということに記載しています。

この点に関しましては、前回の会合で、具体的にはどのような取組をしているのかという御質問がございまして、事務局から後で回答させていただくことになっていました。11月9日に関係府省ヒアリングを行った際に、復興庁の担当者から説明がありましたが、子ども・被災者生活支援法という法律の中で、政府が施策の推進に関する基本方針を定めることになっており、今後、この基本方針の中でどのような支援をしていくのかを決めることになるということです。

(3) の災害時において被災者等に対して行われる各種の金銭給付についてですが、金銭の流れが男性に傾きがちであって、改善が必要であるという指摘があるということに記載しています。

こうした問題については、御意見もありましたが、根本的には世帯と個人をめぐる基本的な考え方に端を発していることから、社会制度・慣行を個人のライフスタイルに中立的なものとなるよう見直していく中で検討が急がれると記載しています。

「3 被災者の悩み・女性に対する暴力への取組」では、内閣府で相談事業を実施していましたが、ここに記載させていただいたように、これを有意義なものであると評価し、当面はこういった相談事業を継続していく必要があるということに記載しています。

また、これも御意見がありましたが、相談事業ではなく、各種ボランティアの方々仮設住宅等に出向きまして、そこで被災者と話をしていく中で、事実上相談機能を果たしているという場合があるという御指摘がありました。

政府に対しては、このようなボランティアの取組を念頭において、被災者から相談を受けた場合には、特に女性に対する暴力が絡むような相談においては慎重な対応も図られるように、幅広く周知を図ったり、好事例を紹介するなどの取組を検討する必要があると記載しています。

最後の「第6 国際的な防災協力における男女共同参画」です。こちらは国連婦人の地位委員会における我が国の取組を高く評価するとともに、決議で確認されている防災における女性の役割の重要性は、本調査会がこの意見の中で求めている取組の考え方と同じですので、引き続き国内においても決議の求める事項が確実に実行されるように取り組む必要があることと、最後に2015年には国連防災世界会議が日本で開催されるように招致しておりますが、こういったものに多くの女性が参画するよう留意すべきであることを記載しています。

以上です。

○鹿嶋会長 第5、第6で皆様からの御意見があればお伺いしたいと思います。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 1点だけです。第5の2の(1)に関連すると思うのですが、前回の資料の中には子育てや介護の支援ということで、具体的に保育所とか認定こども園の記載が確かあったように思うのですが、ここにはその言葉が入っていません。14頁の一番上のところで、「若い世代の夫婦がその地域で生活ができるような視点」だけしか入っていないので、ここについては保育所等を設置するという事は大事だと思いますので、是非具体的に入れていただければと思います。ここなのか、その前の雇用のところなのかはあるのかもしれませんが。

○鹿嶋会長 他にはございませんか。

○原田委員 14頁の最初の(2)のところで、子どもを連れて遠く離れて生活している子育て世代の女性が多く存在するという指摘があると書かれてありますが、存在されているということは事実として間違いありません。政府ですから、こういう事実関係は簡単に把握できるはずですが、そうすると、指摘があるという言い方だと、やる気を疑われると思いますので、存在すると言った方が良いでしょう。もちろん、それは事実として認識されてからで結構です。

○廣岡委員 第5の1の(1)の3番目の段落、NPOに関してのところなのですが、この書き振りだと有識者ヒアリングで聞いたことと一致しないのではないかと思います。あのときおっしゃっていたのは、NPOが全国的に色々なネットワークを持っていて、被災地のそういうNPOが全国的なネットワークの中に組み込まれるということではなくて、そういったネットワークに触れていると活動や仕事を起こしやすいという面が浮かび上がったのではないかと思います。だから、地域のNPOが全国的に連携できるようなネットワークを作っていくことを支えていくことが大事だというような文言が必要なのではないかと思います。

孤立しているのではなくて、様々なネットワークの連携があると、その中で仕事や活動も起こりやすいということなのではないかと思います。

○鹿嶋会長 メディアですか。

○廣岡委員 メディアで紹介するというよりも、これはこれでいいです。むしろ地域ですと活動していて、そこに災害がやってきてということではなくて、例えばその団体がそのテーマを通じて全国的に様々なネットワークがあったときに、そのルートを通じて支援があったり、あるいはそういった支えを踏み台にして活動に踏み出していったり仕事を起こしていったりということだったと思うのです。

○鹿嶋会長 今度は私からの提案です。14頁「3 被災者の悩み・女性に対する暴力への取組」の後、15頁の第6の前に、4番として、男女別データの整備という項目を立てたいと思っております。

青いファイルの357頁を見ていただきたいのですが、昨年7月に基本問題・影響調査専門

調査会が提言として出した「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」の4番として、「震災等に関する統計を男女別、年齢別に把握することが必要である。」ということが書かれております。

更に、女性と男性が置かれている状況の違いを客観的に把握することが重要なことは、今年7月の私ども監視専門調査会の意見「『雇用・セーフティネットの再構築』及び『より多様な生き方を可能にする社会システムの実現』関連」でも指摘してきました。

防災・復興について議論を始めた9月の会議では、7月に取りまとめた意見に関連する形で、加藤委員から、特に震災復興に関しての男女別データを整理する重要性を指摘する御意見がありました。そういう議論の経緯を考えると、男女別データの整理という問題を入れておきたいと思っております。

奥山委員からも、世帯単位で行われる意識調査、これは家族の中の意識の違いや、特に女性の意見等が表れにくいという指摘がありました。サンプルとして事務局にもらった復興庁と被災自治体を実施する住民意識調査は世帯主調査になっています。質問項目の中身には、村内子育て拠点等といったことが書かれておりますので、単に世帯主だけの調査では、いわゆるきめ細かなニーズ、特に女性のニーズ等は把握できないだろうというようなこともあります。

そういったことを考えますと、第5の1～3に横断的事項として、データを男女別に把握する意味を改めて強調しておきたい。ハローワーク関係等ではある程度男女別データもあるようなのですが、母子避難所の数は把握されておられません。また、総務省で復興支援員制度というものがございます。復興支援員というのはどういう人かということ、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する人たちなのですが、これも実は男女別データが分からない。つまり、復興支援の男女別データが分からないということです。

そうなりますと、繰り返しになりますが、第5の3の後に4を立てまして、男女別データの整備という項目を立てて、そこで文言を書いておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。では、そういたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他、第5、第6で何かありますか。

畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 全体を読んで感じたことを申し上げますと、皆様ももう御承知のことと思いますが、政府に対しては「必要である」という語尾になっているのです。地方公共団体に対しては「期待される」と書いています。なぜこういうふうに書き分けているか私は重々承知しておりますので回答は要りませんが、「期待される」というのは表現的に弱いのです。

2頁の「第1 はじめに」のところの「期待される」はそのまま置いておいて、各論のところは、政府においては「必要である」、地方公共団体においても「必要である」や、「望まれる」などのように書いたら総務省は認めませんか。既存の文章を調べたら、地方

に対しては「期待される」となっているから余り変えられない、というのは分かりますので、無理ならいいです。もう一点、9頁の上から2行目の「見える化」とありますが、国語に「見える化」というのはありますか。

○鹿嶋会長 最初の御意見は検討させてください。「見える化」は、最近出てきますね。各省が出してくる概要等々を見ても「見える化」という言葉のオンパレードという印象がありますが、国語の問題に結び付けるとどうかという感じはあります。

○原田委員 経営学者が使いますよね。

○鹿嶋会長 使い始めたのは経営学者ですか。

○原田委員 はい。最初はそうだと思います。

○鹿嶋会長 いつ頃からですか。

○原田委員 5年はあると思います。それが役所で多用されるようになってきたのだと思います。

○佐村局長 検討しますけれども、私どもは「見える化」の検討会をつい最近もやっています。御指摘ありがとうございます。

○鹿嶋会長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 細かなことですが、14頁の2の(2)は、福島県に特定する必要がありますか。原子力災害による放射能の影響を避けるためというのですけれども、静岡では茨城県からも放射能の被害から逃れるために転入された方もいたので、福島県に限定しなくてもいいかなとも思いますが、いかがでしょうか。

それと情報提供になりますけれども、静岡県では男女共同参画関係団体が集まって、男女共同参画防災ネットワーク会議を11月に発足させて、マニュアル作りにこれから取り組むところです。私もそのメンバーになっておりますけれども、それができた後には、県内全ての自主防災組織に配って、自主防災組織での研修に使うというようなことを聞いています。

○鹿嶋会長 今の福島県の件は預かります。

○大谷委員 先ほど廣岡委員が述べられたことについて、もう一度同じ意見を申し上げます。13頁ですが、廣岡委員がおっしゃったとおりのヒアリングでの御意見というのは、地域で活動している団体、グループも大きなところと結び付くことによって支援が受けられやすいのだという話だったと思いますが、あのとき強調されていたのはネットワークという言葉だったかと思います。もう一つあのとき感じたのは、普通の主婦や女性等の意見を聞くことは非常に難しいのですということをおっしゃっていました。地域で活動している方も団体とかNPOとか、きちんとした形が整っているところもあるかもしれないのですが、個人とか、必ずしもそういう形にまでなっていない方たちというのも非常に重要で、結局そういう方たちがネットワークに連なっていくことでリソースが届いたりとかということになるのかと思いますので、そのような趣旨に書いていただくといいのかなと思いました。

14頁の2の(3)の点は会議でも何度か意見を申し上げたので気になって読んでおりましたが、現在の書き方ですと、災害時において被災者等に対して行われる各種の金銭給付においては、共働き世帯の増加等の家族形態の多様化、世帯単位から個人単位への制度、慣行への移行という視点に鑑みると、というつながりになっていて、その後問題点と制度面での改善が必要となっていますが、順番を変えていただいた方が分かりやすいのかなと思いました。

具体的には、「金銭の給付においては」の次に、まず受給資格についての世帯主条項の存在等により金銭の流れが男性に傾きがちであるという問題点があって、次に多様化、移行へという視点に鑑みると制度面の改善が必要というつながりの方が良いのではないのでしょうかという意見です。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

他にはよろしいですか。本日皆様から頂いた意見案につきましては、私と事務局で預らせていただいて、必要な文言の修正については御一任いただくという形にしたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで防災・復興における男女共同参画の推進の意見についての議論を終了いたします。これまで意見の検討、取りまとめに際して、委員の皆様に変御協力いただきましたことを感謝いたします。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は、御熱心に調査・審議いただきまして、ありがとうございます。議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後、公表させていただきますのでよろしく願いいたします。

最後に、男女共同参画局長から御挨拶をさせていただきます。

○佐村局長 皆様、本日は本当に幅広いテーマにつきまして熱心な御審議をどうもありがとうございました。

先ほど廣岡委員から、かなり重複感があるのではないかという御指摘がありましたが、今、色々な御指摘を承りながら、改めて読んでみますと、例えば男女共同参画センターのところは1頁半ぐらいの文章の中に20数回「男女共同参画センター等」という言葉が出てきております。できるだけきちんと書こうとすると、確かにくどい文章になっているところもあると思いました。この間、色々なフィールドワークをされたりなどして頂いた皆様の御指摘をなるべく盛り込もうとし、大きいところと、実践的な小さいところの両方を盛り込んだ方が都道府県と市町村レベルでは役に立つところが違うと思いながら作成すると文章がどんどん厚くなっていくというように、事務局が作成した結果なのだと改めて思います。会長ともよく御相談をしながら修正してまいりたいと思います。ありがとうございます。

もう一つ、実は委員の任期につきましては明年1月5日までとなっております、次期の委員が任命されて新しいメンバーで発足するまで諸事情により少し間が開くという可能性がございます。本日、まとめていただきました御意見につきましては、私どもの方で次回の男女共同参画会議に報告できるように取り運んでまいりたいと思います。

委員の皆様方のこれまで2年間の御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、どうぞ引き続き私どもに御理解と御協力をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第17回会合を終了いたします。

どうも今日はありがとうございました。